細則２－６　給油業務時間外に給油業務に係る勤務員以外が出入りする給油取扱所の自主保安基準【危規則第60条の２第１項第８号の５関係】

|  |  |
| --- | --- |
| 定める必要がある施設 | 給油業務が行われていないとき（以下「給油業務時間外」という。）に、危規則第25条の４第１項第６号に掲げる用途に係る業務を行う等の理由により給油業務に係る勤務員以外の者が出入りするため、危規則第40条の３の６の２各号に掲げる措置を講じた給油取扱所 |

第１　総則

当所の給油業務時間外に、給油業務に係る勤務員以外の者が当所を出入りすることに対する措置は、本編及び関係する細則によるほか、第２で定める「給油業務時間外における給油業務に係る勤務員以外の者の出入りに係る基準」に基づき行うものとする。

第２　給油業務時間外における給油業務に係る勤務員以外の出入りに係る基準

１　固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、通気管、専用タンクの注入口、危規則第25条第２号に掲げるタンクの注入口その他危険物を取り扱う箇所の周囲に給油業務に係る勤務員以外の者を近寄らせないための措置として、カラーコーン、コーンバー、ロープ等による進入防止等を行うものとする。

２　固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、ポンプ、制御卓その他危険物を取り扱う設備をみだりに操作させないための措置として、保護カバーの設置、ノズルの施錠及び電源遮断等を行うものとする。

３　１及び２に掲げる場所のほか、給油業務に係る勤務員以外の者の利用を禁止する箇所又は設備に給油業務に係る勤務員以外の者を近寄らせないための措置として施錠等を行うものとする。

４　利用者が目にしやすい場所に緊急時の対応（緊急時連絡先、事故時の具体的な措置及び指示事項等）等を掲示するものとする。

５　施設内に不必要な物件を放置しないよう管理を徹底するものとする。

６　裸火等の器具の使用を禁止するものとする。（災害時等において、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所で発電機等を使用する場合を除く。）

７　消火器等の消防用設備等を適切に設置するものとする。

８　当所の関係者（危険物保安監督者等。以下同じ。）が、給油業務時間外の給油業務に係る勤務員以外の者の出入りを管理するものとする。

９　当所の関係者が不在時に、給油業務に係る勤務員以外の者が当所を出入りする場合は、火災予防上及び危険物の保安上の措置として次の措置を講じるものとする。

⑴　消火器等の追加設置

⑵　当所の関係者側における緊急時の対応に係る体制の確保

⑶　給油業務時間外に出入りする事業者側における防火管理体制の確保

⑷　当所の関係者側と給油業務時間外に出入りする事業者側における責任の所在の明確化

10　その他

⑴　給油業務時間外に当所を出入りする利用者が不特定多数である場合は、利用者数を管理するとともに、利用者の避難経路を確保するものとする。

⑵　当所の所有者等と給油業務時間外に出入りする事業者が異なる場合は、契約、覚書等により次の事項を明確化するものとする。

ア　防火管理及び施設等の管理責任に関すること

イ　当所の所有者等と給油業務時間外に出入りする事業者が異なっても、当所の関係者が当所の危険物保安を行う必要があること